



日本の国土の実に70%が森林で、三重県も県土の約2/3を占める37万ヘクタールもの広大な森林が広がっています。

森林は、地球温暖化防止をはじめきれいな水を貯え、県土を守るなど私たちにとって大切な働きをしています。

この森林を守り、育てていくという重要な役割を担うのが林業（森林整備）です。

しかし、森林の整備に従事する人（森林作業員）は年々減っており、慢性的な人手不足に加えて、高齢化も進んでいます。

鈴鹿森林組合では20代から50代までの職員（森林作業員）が地域の自然を守り、次世代に継承していく為に、自然の源である地元の森林の整備に取り組んでいます。



第33回 通常総代会報告

6月1日 亀山市林業総合センター大研修室において、鈴鹿森林組合 第33回通常総代会を開催いたしました。提出した議案はいずれも原案通り可決・承認をいただくことができました。総代および関係者の皆様には、無事開催出来ましたことを心よりお礼申し上げます。

令和5年度の運営状況は以下のとおりです。



貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	196,201,371	流 動 負 債	35,431,700
有 形 固 定 資 産	22,436,493	固 定 負 債	12,201,750
無 形 固 定 資 産	993,159	負 債 合 計	47,633,450
外 部 出 資	15,335,000	出 資 金	48,426,000
そ の 他 の 固 定 資 産	8,363,932	剰 余 金	147,270,505
		純 資 産 合 計	195,696,505
資 産 合 計	243,329,955	負 債・純 資 産 合 計	243,329,955

※有形固定資産 減価償却累計額 64,357,905

※貸倒引当金 3,100,000

損益計算書の要旨

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 益	費 用	差 引 損 益
事 業 総 損 益	170,232,430	84,408,618	85,823,812
事 業 管 理 費		81,375,347	81,375,347
事 業 利 益			4,448,465
事 業 外 損 益	324,751		324,751
経 常 利 益			4,773,216
特 別 損 益			—
税 引 前 当 期 純 利 益			4,773,216
法人税、住民税及び事業税			841,100
当 期 剰 余 金			3,932,116
前 期 繰 越 剰 余 金			1,457,039
当 期 未 処 分 剰 余 金			5,389,155

組員資本等変動計算書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	48,460,000	158,000	192,000	48,426,000
利 益 剰 余 金	143,135,489	10,032,116	6,100,000	147,067,605
法 定 準 備 金	36,186,025	1,600,000	—	37,786,025
任 意 積 立 金	99,392,425	4,500,000	—	103,892,425
当 期 未 処 分 剰 余 金	7,557,039	3,932,116	6,100,000	5,389,155
資 本 準 備 金	202,900	—	—	202,900
合 計	191,798,389	10,190,116	6,292,000	195,696,505

令和5年度剰余金処分別

(令和5年6月1日)

(単位:円)

摘 要	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			5,389,155
II 剰余金処分別			
1 法定準備金	当期剰余金の 1/5以上	1,100,000	
2 任意積立金		3,000,000	4,100,000
III 次期繰越剰余金			1,289,155

今年度も組員の皆さまや地域のために活動してまいりますので、変らぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なくそう! 所有者不明土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました※

※山林も対象

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります!

相続登記が義務化されるのはなぜですか?

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地*」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。



* 所有者不明土地」とは

登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

このような土地が日本各地で増加しており、その面積を合わせると、九州の面積よりも広いと言われています。



土地の登記名義人が死亡



相続人が相続登記をせず放置

何十年も経つと、
相続人が増えすぎ、特定が困難に...



宅地



山林



建物が老朽化



山林が荒廃

所有者が分からない土地は
利用も管理も困難になってしまおう!

相続登記についての Q and A

Q 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか?

A 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割(相続人間の話し合い)で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

Q 相続登記の義務化が始まるのは、いつからですか?

A 相続登記の義務化は、令和6年4月1日から始まります。ただし、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。



組合員 名義変更について



例えば、組合員(名義人)が亡くなったとか、お父さんから息子さんへ名義を変えたい場合は、名義変更の手続きが必要です。

名義変更の手続きが必要な方は、以下書類にご記入の上、なるべく早めに組合への提出をお願いします。



組合員が死亡した場合

「名義変更届・組合加入届」

に必要事項を記入と捺印の上、森林組合まで郵送または直接届けて下さい。相続人の方が組合員の資格及び出資金をそのまま引き継ぐことが出来ます。

相続

組合員が亡くなった場合：相続または脱退の手続きが必要
(組合員：封筒の宛名の方)

「名義変更届・組合加入届」を郵送またはご持参ください
※脱退をご希望の場合は、組合までご連絡ください。TEL：0595-98-0010 (8:30~17:00)

相続

名義変更届・組合加入届

提出日

令和 年 月 日

鈴鹿森林組合

相続人の
住所・氏名(捺印)・電話番号

〒

住所

(相続人)

氏名

電話番号

このたび相続のため、名義人を変更することとなり、新名義人がその持分を譲り受け、組合に加入しますので申請いたします。

尚、貴組合の加入にあたり、私は、暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないこと並びに将来にわたって暴力団員等と関係しないこと)であることを誓約いたします。

現在の組合員名
(亡くなった方)

相続人の氏名・生年月日

フリガナ
旧名義人

フリガナ
新名義人

出資口数・出資金額
(出資証券に記載されております。出資証券が
お手元になく、不明な場合は空欄で構いません)

生年月日
(和暦) S・H 年 月 日

所有持分総口数 口 円

確認欄

いずれかに○を付けて下さい。

相続人はあなた一人ですか？

はい → 上記につきましては一切の責任を負います。

「はい」または「いいえ」を選択

いいえ → 裏面へお願いします。

「いいえ」の場合は裏面も
ご記入ください
※相続用紙裏面の記入方法は
ありません。

「はい」の場合
記入はここまでです



お手元に出資証券があり
ましたら、届出用紙と
ともにご準備ください



出資証券があったら、
一緒に出してください

お問い合わせ・
書類送付先は

鈴鹿森林組合

〒519-1129 三重県亀山市加太板屋4622-1

TEL:0595-98-0010 FAX:0595-98-0019

組合員が他の人(息子さんや親せき等)に譲渡したい場合

「**名義変更届・組合加入届**」と「**承諾書**」に必要な事項を記入と捺印の上、森林組合まで郵送または直接届けて下さい。譲渡された方が組合員の資格及び出資金をそのまま引き継ぐことが出来ます。

贈与

他人に譲渡したい場合：贈与の手続きが必要
(高齢等の理由により、家族や親せき等に所有林を贈与したいなど)

「名義変更届・組合加入届」「承諾書」を郵送またはご持参ください

贈与 贈与者：あげる人 受贈者：もらう人

名義変更届・組合加入届

提出日 令和 年 月 日

鈴鹿森林組合

現在組合員の住所・氏名(捺印)・電話番号

〒 住 所

贈与者 氏 名 印

電話番号

このたびは贈与のため、名義人を変更することとなり、新名義人がその持分を譲り受け組合に加入いたしますので申請いたします。

現在の組合員名(あげる方)

(贈与者) 贈与をする人

フリガナ 旧名義人

もらう方の氏名

(受贈者) 贈与を受ける人

フリガナ 新名義人

所有持分総口数 口 円

譲り受け確認書

出資口数・出資金額
(出資証券に記載されております。出資証券が
お手元がない方、不明な場合は空欄で構いません)

記入日 令和 年 月 日

もらう方の住所・氏名(捺印)・生年月日・電話番号

受贈者 住 所 印

氏 名

生年月日 (和暦) S・H 年 月 日

電話番号

贈与(譲渡)の場合は、裏面の**承諾書**も必要となりますので、必ずご記入をお願いいたします。
※承諾書の記入方法はありません。

お手元に出資証券がありましたら、届出用紙とともにご準備ください

承諾書

提出日 平成 年 月 日

贈与者 住 所 印

氏 名

TEL

私の出資持

現在の組合員の住所と氏名 捺印

記

受贈者

続柄

もらう人の住所と氏名・続柄

高校生の職場見学

令和6年6月12日三重県立亀山高等学校2年生30名が職場見学に来てくれました。

亀山市内の森林で森林組合の職員がチェーンソーで木を切る様子や
デジタルコンパスによる(電子コンパスとレーザー距離計が一体となった器具で、
1つのボタンを押すだけで方位角、高低角、斜距離が測定できます。

測定したデータはPDA(携帯情報端末)に無線で送信され記録できます。)

測量を見学してもらいました。

現代社会では、人々が日常生活の中で
森林や林業に接する機会が少なくなっています。
このため、森林内での様々な体験活動等を通じて、
森林と人々の生活や環境との関係についての
理解と関心を深める「森林環境教育」の取組を
推進しています。



鈴鹿森林組合

〒519-1129 三重県亀山市加太板屋 4622-1
TEL 0595-98-0010 FAX 0595-98-0019
jforest-suzuka.jp